

令和8年 富士見町 規則

第 18 号

富士見町オンデマンド交通実証運行条例施行規則をここに公布する。

令和8年7月23日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町オンデマンド交通実証運行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見町オンデマンド交通実証運行条例(令和8年富士見町条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行区域)

第2条 条例第3条に規定する運行区域は、富士見町の全域とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、他自治体の区域の一部を運行区域に含めることができる。

(乗降場所)

第3条 条例第3条に規定する乗降場所は、町長が別に定める。

2 町長は、前項に規定する乗降場所を町ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

(運行日及び運行時間)

第4条 条例第3条に規定する運行日及び運行時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、運行日及び運行時間を変更することができる。

(運賃)

第5条 条例第4条に規定する運賃の額は、別表第2のとおりとする。

2 運賃は、乗車の都度、現金又は町長が認める方法により支払うものとする。

(運賃の減額)

第6条 別表第2に規定する運賃の額にかかわらず、別表第3の左欄に掲げる者の運賃の額は、同表の右欄に定める額とする。

(利用者登録)

第7条 オンデマンド交通を利用しようとする者は、町長が定める方法により登録の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、利用者として登録するものとする。

(登録事項の変更等)

第8条 前条の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長が定める方法により届け出なければならない。

- (1) 登録事項に変更が生じたとき。
- (2) オンデマンド交通の利用を取りやめようとするとき。

(予約)

第9条 オンデマンド交通を利用しようとする登録者は、専用アプリケーション、電話その他町長が定める方法により予約するものとする。

2 予約は、運行日の1週間前から乗車希望時刻の1時間前まで受け付けるものとする。ただし、車両の運行状況により受付ができない場合がある。

(予約の取消し)

第10条 予約をした者が予約を取り消そうとするときは、速やかに前条第1項に規定する方法により取消しの手続きをしなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車内の秩序を乱す行為をしないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 安全な運行の妨げとなる行為をしないこと。
- (4) 車両及び設備を汚損し、又は破損する行為をしないこと。
- (5) 危険物その他運行に支障を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項

(乗車の拒否等)

第12条 条例第5条に規定する乗車の拒否又は降車をさせることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項に違反したとき、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 酒気を帯びているなど、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 感染症にかかっている、又はその疑いがあると認められるとき。
- (4) 介助者を伴わず、単独での乗車が困難と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運行上支障があると町長が認めるとき。

(運行の変更又は中止)

第13条 条例第6条に規定する運行の変更又は中止は、次の各号のいずれかに該当する場合

に行うものとする。

- (1) 気象警報の発表等により、安全な運行が困難と認められるとき。
- (2) 災害の発生により、運行が困難と認められるとき。
- (3) 道路工事、交通規制等により、運行に支障があると認められるとき。
- (4) 車両の故障その他運行上のやむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により運行を変更し、又は中止するときは、速やかに利用者にその旨を周知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 町長及び受託事業者は、利用者登録、予約等により取得した個人情報を、富士見町個人情報保護法施行条例(令和4年富士見町条例第15号)の規定に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)運行日及び運行時間

運行日	月曜日から土曜日まで
運休日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月30日から翌年1月3日まで
運行時間	午前8時から午後5時まで

別表第2(第5条関係)運賃

区分	運賃(1人1回)
3キロメートル未満	400円
3キロメートル以上 5キロメートル未満	600円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	800円
10キロメートル以上	1,000円

別表第3(第6条関係)運賃の減額

区分	運賃の減額
----	-------

65歳以上の者	別表第2に規定する運賃の額の2分の1
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	別表第2に規定する運賃の額の2分の1
前区分に掲げる者に付き添う介助者(1名に限る。)	別表第2に規定する運賃の額の2分の1
小学校、中学校又は高等学校(これらに準ずる学校を含む。)に在学する者	別表第2に規定する運賃の額の2分の1
小学校就学の始期に達するまでの者	無料